

「集約化・重点化計画」策定の手順

I 背景

小児科・産科等の特定の診療科における医師の偏在問題については、平成17年12月1日に取りまとめられた「医療制度改革大綱」（政府・与党医療改革協議会）においても、地域の実情に応じた医師確保策を総合的に講じていくべきことが指摘され、また、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に関する衆議院及び参議院の審議においても取り上げられるなど、早急な対応が求められている大きな課題です。

さらに、参議院において、産科・小児科をはじめとする特定の診療科及びへき地医療における医師不足問題に対応するため、地域の実情を考慮した医療機能の効果的な集約化・重点化の促進等について附帯決議がなされ、かつ、衆議院においても、小児救急医療、周産期医療に係る勤務医等の労働環境の向上等安全で質の高い医療の確保、充実に関する決議がなされているところである。

これを踏まえ、各都道府県において、関係者の協力の下、小児科・産科に関する医療資源の集約化・重点化計画を策定するなど、地域医療の確保に関し、特段の配慮を求めているものである。（「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について（平成17年12月22日 医政発第1222007号、雇児発第1222007号、総経第422号、17文科高第642号）」）

なお、小児科及び産科は相互に密接な関係があるので、検討及びその実施に当たっては、十分に配慮すること。

II 小児科に関する集約化・重点化について

1 データに基づく小児医療の現状の体制の実態把握

(1) 小児科医師数と所在、小児科標榜病院数と所在、小児科標榜診療所数と所在、病院における診療の実態（常勤又は非常勤、地域との連携など）、時間外の診療対応状況、夜間・休日診療所の状況、時間外診療への診療所の関与等を調査する。

なお、作成に当たっては日本小児科学会が実施した調査も参考とする。

(2) 日本小児科学会各地方支部で作成した「小児医療提供体制一次モデル案」の様式を参考としながら、都道府県の域内の小児医療現状マップを作成する。

(3) 作成にあたっては、日本小児科学会地方支部、日本小児科医会地方支部の参画を求める。

2 小児科の集約化・重点化の適否

小児科の集約化・重点化の適否については、現状の体制の実態把握をした上で行う必要があるが、集約化・重点化の必要がないと判断される場合には、現状の体制での小児医療の連携体制を各医療機関名と当該医療機関の医療機能が明確に記載される形で記載し、平成18年度末までに厚生労働省へ報告する。

- 3 小児科の集約化・重点化後の連携強化病院と高次機能病院の選定
- (1) 大学病院や小児専門病院については高次機能病院とする。(必要に応じて選定)
 - (2) その他の病院のうち、病院のもつ以下の機能を考慮して連携強化病院を選定する。
 - ①小児科の臨床研修指定病院であること。
 - ②夜間・休日の小児の診療（小児救急医療）が確保できること。
 - ③小児科医の状況、患者数、対象病院の施設規模など
 - ④地域の診療所との協力関係、地域の交通機関の状況
- 4 連携病院の指定
- (1) 小児科を標榜をしているが休診中の病院を含めて、地域の連携強化病院との連携体制を構築し、集約化・重点化に参加する病院を連携病院として指定する。
 - (2) 指定においては以下の事項を考慮すること。
 - ①連携病院は、小児医療のための入院病床や常勤医を確保する必要はないこと。
 - ②集約化・重点化に参加すること。
 - ③地域の診療所と可能限り深夜を含めた初期小児救急医療体制の構築を行うこと。
- 5 小児医療マップの作成
- (1) 1 から 4 において選定若しくは指定した病院又は把握した小児科標榜診療所について、所在地に記入をした小児医療マップを作成する。
 - (2) 小児医療マップについては、隣接する都道府県の小児医療マップを入手して、特に都道府県域の県境地域における、連携強化病院の分布を中心に、県内の医療機関又は県外の医療機関と連携体制を構築すべきかの検討を行うが、隣接する都道府県との連携体制の構築においては、以下の事項を踏まえて検討する。
 - ①連携強化病院又は高次機能病院との連携体制を前提とすること。
 - ②交通機関や道路状況を考えること。
 - ③当該地域の住民の受療動向を把握すること。
- 6 集約化・重点化計画の策定
- (1) 都道府県域内の小児医療マップを作成後、小児医療マップに記載された医療施設ごとの連携体制に関し以下の事項を含めた集約化・重点化計画（案）を作成する。
 - ①連携強化病院の体制
小児救急医療、小児専門医療、新生児医療等
 - ②連携病院の体制
入院機能の有無、医師の勤務体制等
 - ③連携強化病院と連携病院の連携体制
 - ④地域の診療所の参加を前提とした休日・夜間初期小児救急医療体制
 - ⑤連携強化病院における地域の小児救急医療の支援体制
 - ⑥医療機関間における搬送体制
 - ⑦高次機能病院の役割

- (2) 集約化・重点化計画（案）については、「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」に従い、地域医療対策協議会において検討を行い合意を得る。
- (3) 小児医療マップを検討した結果、隣接都道府県との連携体制を構築する場合には、対象となる地域における連携体制に関し隣接都道府県関係者からなる協議会を設置する等により別途検討を行い合意を得るものとする。
なお、こうした場合、地方厚生局の協力を得ることが必要となるが、協力を得たいことについて、その状況を厚生労働省へ報告すること。
- (4) なお、集約化・重点化計画（案）の検討に関し、地域医療対策協議会が、集約化・重点化の必要はないと判断し、都道府県もその結果に合意する場合には、現状の体制における連携体制を構築し、平成20年までに医療計画へ反映させるための検討を開始する。

Ⅲ 産科に関する集約化・重点化について

産科に関する集約化・重点化については、基本的に上記Ⅱの小児科と同様の手法をとり検討することとなるが、併せて以下の事項について配慮をすること。

- ①「連携強化病院」は、地域の周産期母子医療センタークラスの病院の中から設定し、産科・婦人科医療、小児科・新生児医療を提供すること。
- ②産科医師の地域偏在が著しい場合には、県を超えたブロック単位で集約化・重点化を考える必要があること。
- ③計画の策定に当たっては、現行の周産期医療協議会及び周産期医療ネットワークを十分に尊重・活用すること。

Ⅳ 厚生労働省への報告

小児科・産科の集約化・重点化の実施にあたっては、可能な限り早期に検討していただき、下記①～③について平成18年内を日途に厚生労働省へ報告する。

- ①集約化・重点化計画の報告
- ②現状の医療提供体制による小児医療の連携体制
- ③協議会において議論した集約化・重点化計画（案）及び協議会が集約化・重点化の必要性がないと決定した理由

日本の小児救急医療提供体制について
—日本小児科医会からの提言—

日本小児科医会 小児救急医療検討委員会

日本小児科医会会報 別刷
第31号 (2006)

VIII. 委員会の提言

日本小児科医会、小児救急医療検討委員会は、平成16年度1回および平成17年度6回の委員会を開催した。

本委員会は、各界から関係者を招聘して意見を拜聴した。また、全国各地域の積極的な取り組みについて、代表者に直接聞いて、その成果と普遍性を検討した。

小児救急医療提供体制は、小児人口密度を主体とする地域格差、地域医師会との協調の度合い、大学病院や大病院の数と協力度、地域行政長の小児救急に対する熱意などによって、その提供体制や組織体制が、微妙に違っている。

今後、各都道府県小児科医会が、小児救急医療提供体制の構築に向けて、関係する「地域医療協議会」(仮称)において発言し、行動するために参考となる資料の作成を試みた。

また、日本小児科医会として、小児救急医療への参画の姿勢とそのいくつかのモデルとヒントを会員に示し、今後、地域の小児救急医療の体制作りの参考資料とした。

委員会の具体的提言と当面の活動目標を下記に示す。

提言

1. 子どもは、国の宝である。日本小児科医会会員は、子どもを守り、子どもの健全育成に資する社会的責任がある。
2. 日本小児科医会会員は、「小児救急に関しても小児科医の社会的責任の1要件である」との意識をもたなければならない。
3. 厚生労働省、日本小児科学会の集約化・重点化案については、基本的に賛成である。しかし、地域の特性を重視した対応をとるべきである。
4. 小児救急医療圏域は、地域依存性が高いため、生活圏域を主体とすることが望ましい。単に二次医療圏域と合致するものではない。
5. 小児医療提供体制構築の鍵となるのは、行

政、医師会、住民組織、小児科学会地方会、などとの相互協力である。そのためには、日本小児科医会会員が全員一致協力して、初期救急医療に当たらなければならない。

6. 日本小児科医会会員の勤務医・開業医の労働環境についても、今後考慮すべきであり、その改善の実現に、日本小児科医会は努力する。
7. 小児救急医療の質の確保について、研修制度、認定制度などの提案が必要である。

当面の活動目標

1) 日本小児科医会の役割

三者協(日本小児科学会、小児保健協会、日本小児科医会)の場で、本事業の実施のための協力を要請する。

一方、日本の小児救急医療体制確立のために、日本医師会と協力して、小児救急医療提供体制整備のための活動を全国展開させる。同時に、厚生労働省および各都道府県行政に提言をし、都道府県小児科医会が各地方行政と協働しやすい環境整備をする。

そのための「推進委員会」(仮称、小児救急体制整備推進委員会)を日本小児科医会内に設置する。

2) 各都道府県小児科医会の役割

各都道府県小児科医会は、日本小児科学会各支部および日本小児保健協会各県支部と協力して、その地域に適合した小児救急提供体制を策定して、行政に提言する。その策定結果は、次期の都道府県保健医療計画に、必ず盛り込むこととする。

そのための、キーメンバーによる委員会(仮称、小児救急医療提供体制検討委員会)を早急に立ち上げて、協議に入ることが望ましい。

中核病院、地域小児科センター病院

	総数 (千人)	0~14 歳(千人)	面積 平方km	中核病 院の数	地域小 児科セ ンター 病院の 数	1中核病 院当 たり小 児人 口(人)	1地域小 児科 セ ン ター 病 院 当 た り の 小 児 人 口 (人)	1中核病 院当 たり 面 積 (km ²)	1地域小 児科 セ ン ター 病 院 当 た り の 面 積 (km ²)	小児人 口密 度 (人 /km ²)	会 員 数	会 員 当 た り 小 児 人 口	計 画 小 児 科 医 師 数	小 児 人 口 /計 画 小 児 科 医 師 数	計 画 小 児 科 医 師 数 /会 員 数 比
北海道	5 679	777	78625	6	11	129,500	70,636	13,104	7,148	10	736	1056		#DIV/0!	0.00
青森	1 474	218	9617	1	4	218,000	54,500	9,617	2,404	23	161	1354	139	1568	0.86
岩手	1 413	208	15279	1	9	208,000	23,111	15,279	1,698	14	147	1415	120	1733	0.82
宮城	2 371	347	7292	1	3	347,000	115,667	7,292	2,431	48	304	1141	114	3044	0.38
秋田	1 184	159	11577	1	9	159,000	17,667	11,577	1,286	14	146	1089	91	1747	0.62
山形	1 241	180	9327			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	19	142	1268		#DIV/0!	0.00
福島	2 125	333	13680	1	6	333,000	55,500	13,680	2,280	24	241	1382	181	1840	0.75
茨城	2 992	449	6075	3	8	149,667	56,125	2,025	759	74	275	1633	173	2595	0.63
栃木	2 010	302	6414	3	4	100,667	75,500	2,138	1,604	47	274	1102	175	1726	0.64
群馬	2 031	303	6356	2	7	151,500	43,286	3,178	908	48	310	977	161	1882	0.52
埼玉	6 978	1019	3799	5	20	203,800	50,950	760	190	268	667	1528	595	1713	0.89
千葉	5 968	837	5150	4	12	209,250	69,750	1,288	429	163	630	1329	524	1597	0.83
東京	12 138	1440	2158	7	18	205,714	80,000	308	120	667	2724	529	699	2060	0.26
神奈川	8 570	1194	2402			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	497	1144	1044		#DIV/0!	0.00
新潟	2 473	358	12579	1	4	358,000	89,500	12,579	3,145	28	285	1256	197	1817	0.69
富山	1 121	155	4252	1	4	155,000	38,750	4,252	1,063	36	168	923	82	1890	0.49
石川	1 182	174	4197	2	7	87,000	24,857	2,099	600	41	174	1000	191	911	1.10
福井	830	127	4191	1	3	127,000	42,333	4,191	1,397	30	118	1076		#DIV/0!	0.00
山梨	890	136	4463	1	5	136,000	27,200	4,463	893	30	131	1038	86	1581	0.66
長野	2 223	331	13585	1	10	331,000	33,100	13,585	1,359	24	284	1165	162	2043	0.57
岐阜	2 111	318	10596	1	7	318,000	45,429	10,596	1,514	30	220	1445	174	1828	0.79
静岡	3 781	558	7704			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	72	450	1240		#DIV/0!	0.00
愛知	7 087	1084	5138	5	12	216,800	90,333	1,028	428	211	925	1172	596	1819	0.64
三重	1 861	278	5777	1	5	278,000	55,600	5,777	1,155	48	234	1188	142	1958	0.61
滋賀	1 353	218	3344	1	4	218,000	54,500	3,344	836	65	219	995		#DIV/0!	0.00
京都	2 646	360	4608	2	10	180,000	36,000	2,304	461	78	472	763		#DIV/0!	0.00
大阪	8 818	1250	1868	7	17	178,571	73,529	267	110	669	1368	914	1022	1223	0.75
兵庫	5 571	820	8378	3	10	273,333	82,000	2,793	838	98	762	1076	68	12059	0.09
奈良	1 442	210	3692	1	3	210,000	70,000	3,692	1,231	57	196	1071	103	2039	0.53
和歌山	1 066	155	4725	1	3	155,000	51,667	4,725	1,575	33	142	1092	92	1685	0.65
鳥取	613	92	3489	1	4	92,000	23,000	3,489	872	26	128	719	76	1211	0.59
島根	761	109	6549	1	4	109,000	27,250	6,549	1,637	17	130	838	93	1172	0.72
岡山	1 953	287	7090	2	5	143,500	57,400	3,545	1,418	40	338	849	190	1511	0.56
広島	2 879	421	8466	1	11	421,000	38,273	8,466	770	50	398	1058		#DIV/0!	0.00
山口	1 524	209	6106	1	6	209,000	34,833	6,106	1,018	34	205	1020	84	2488	0.41
徳島	822	114	4145	1	3	114,000	38,000	4,145	1,382	28	135	844	66	1727	0.49
香川	1 022	145	1882	2	3	72,500	48,333	941	627	77	159	912	86	1686	0.54
愛媛	1 491	213	5672	1	5	213,000	42,600	5,672	1,134	38	200	1065	120	1775	0.60
高知	813	110	7107	1	4	110,000	27,500	7,107	1,777	15	131	840	56	1964	0.43
福岡	5 032	732	4960	5	13	146,400	56,308	992	382	148	873	838	510	1435	0.58
佐賀	876	141	2433	1	4	141,000	35,250	2,433	608	58	115	1226	83	1699	0.72
長崎	1 513	235	4112	1	3	235,000	78,333	4,112	1,371	57	218	1078	90	2611	0.41
熊本	1 860	283	7408	1	3	283,000	94,333	7,408	2,469	38	288	983	132	2144	0.46
大分	1 221	176	6337	1	4	176,000	44,000	6,337	1,584	28	149	1181	110	1600	0.74
宮崎	1 169	183	7735	1	3	183,000	61,000	7,735	2,578	24	136	1346	48	3813	0.35
鹿児島	1 783	274	9165	1	9	274,000	30,444	9,165	1,018	30	217	1263	147	1864	0.68
沖縄	1 329	262	2254	2	4	131,000	65,500	1,127	564	116	215	1219	137	1912	0.64
全国	127291	18283	371756	88	303					49	18084	1011	7915	2310	0.44